

福山市環境イメージキャラクター「くわいちゃん」使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市環境イメージキャラクター「くわいちゃん」(以下「くわいちゃん」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 「くわいちゃん」に関する一切の権利は、福山市に帰属する。

(使用の目的)

第3条 「くわいちゃん」の使用は、福山市をPRし、環境保全に係る意識の向上(啓発)機運の醸成に資するものでなければならない。

(承認申請)

第4条 「くわいちゃん」を使用しようとする者は、あらかじめ、使用申請書(様式第1号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、報道機関が報道目的に使用する場合は、この限りでない。

2 前項の使用申請書には、「くわいちゃん」を使用しようとする事業の企画書、見本等内容がわかるものその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、使用承認書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認に当たっては、これに必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、「くわいちゃん」の使用を承認しない。

- (1) 公序良俗に反するなど、「くわいちゃん」の使用の目的になじまないと考えられる場合。
- (2) 特定の個人、政党、若しくは宗教団体を支援し、又は活動等を助長するおそれがある場合。
- (3) 自己のマーク、商標又は意匠に相当するものとして、占有的な使用がなされるおそれがある場合。
- (4) 立体物で、その表現がくわいちゃんの立体物と認められない場合。
- (5) くわいちゃんの著しい変形などで使用が適当でない認められる場合。
- (6) その他「くわいちゃん」の使用が福山市のイメージダウンにつながるおそれがある場合。

(使用期間)

第7条 「くわいちゃん」(画像)の使用期間は、使用を承認した日から起算して1年以内とする。

- 2 前項の期間満了後において、引き続き「くわいちゃん」(画像)を使用しようとする者は、あらためて申請を行い、承認を受けなければならない。

(使用料)

第8条 「くわいちゃん」の使用料は、無料とする。

(用途指定)

第9条 第5条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、「くわいちゃん」の使用に当たっては、その用途により、市長の指示したとおりに行わなければならない。

(使用者の責務)

第10条 使用者は、「くわいちゃん」の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用上の遵守事項)

第11条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。この場合において、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 「くわいちゃん」を用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、『福山市環境イメージキャラクター「くわいちゃん」』の文字を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(承認内容の変更等)

第12条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式第2号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを承認し、変更承認書(様式第4号)を交付する。

(承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取消し、「くわいちゃん」を使用した物品の回収その他の必要な処置を求めることができる。

- (1) 使用承認申請書の記載内容に虚偽があると判明した場合。
- (2) この要綱に違反した場合。

(3) 使用の承認に附した条件に違反した場合。

- 2 市は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 市長は、「くわいちゃん」の使用状況について、使用者に報告させ、又は自ら調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第14条 市は、この要綱に基づく使用の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第15条 市は、「くわいちゃん」の使用を承認したことに起因する損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。
- 2 使用者は、「くわいちゃん」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
 - 3 使用者は、「くわいちゃん」の使用に際して市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第16条 市長は、広く使用促進を図る観点から、「くわいちゃん」の使用の状況等について情報を公開することができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、「くわいちゃん」の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2014年（平成26年）4月 1日から施行する。

この要綱は、2015年（平成27年）4月 1日から施行する。